

法務省から移管された特定歴史公文書等の利用の制限について

平成26年8月25日
内閣総理大臣
申合せ
法務大臣

「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）に基づき、法務省から移管された特定歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第7項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用の制限について、次のとおり定めることとし、平成26年8月25日から実施する。

法務省から移管された特定歴史公文書等についての公文書管理法第16条第1項第3号に規定する利用の制限は、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記載されている場合に行うものとするとともに、当該利用の制限に関する事項については、他の行政機関から移管された特定歴史公文書等の利用の制限に関する公文書管理法の規定の例によるものとする。

- 1 同項第1号イからニまでに掲げる情報に相当する情報
- 2 公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがある情報
- 3 犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがある情報
- 4 関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがある情報